

伊丹市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市自転車駐車場条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 3 年 1 2 月 2 日 提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

理 由

伊丹市 J R 北伊丹駅前自転車駐車場への機械式設備導入に伴い、利用料金の納付の時期に関する規定を見直すため。

伊丹市自転車駐車場条例の一部を改正する条例（令和 3
年伊丹市条例第 号）

伊丹市自転車駐車場条例（昭和 5 8 年伊丹市条例第 4 号）の一部
を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「入庫の際（伊丹市阪急伊丹駅前地下自転車駐車場，伊丹市 J R 伊丹駅前第 2 自転車駐車場，伊丹市 J R 伊丹駅前第 3 自転車駐車場または伊丹市伊丹機械式自転車駐車場の使用者にあつては，出庫の際）に」を削る。

付 則

この条例は，令和 4 年 1 月 2 1 日から施行する。